

社会福祉法人一燈会 常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一燈会の役員の報酬等に関する事項を定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは所定週平均2日以上勤務をいう。

2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員（以下「役員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 所定週平均2日以上業務にあたる役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費)

第4条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、「旅費規程」により旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する常勤役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第6条 常勤役員は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

別表1

名称	報酬	備考
理事長業務報酬等（月額）	1,500,000円	職員兼務でない場合
理事長業務報酬等（月額）	750,000円	職員兼務の場合
常務理事業務報酬等（月額）	80,000円	職員兼務の場合
常勤理事業務報酬等（月額）	80,000円	職員兼務の場合

社会福祉法人一燈会 非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一燈会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう非常勤とは所定週2日以上勤務に該当しない勤務をいう。

- 2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 所定週2日以上勤務に該当しない役員等を対象に以下の各条を適用するものとする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長（理事長職務代理者が定款第10条第1項により理事長の職務を代理した場合における理事長職務代理者を含む。（以下「理事長等」という。））及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により年間の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長等が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 常務理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。
- 3 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 4 評議員が評議員会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、「旅費規程」により旅費等を支給することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

付 則 この規程は、平成29年6月15日より適用する。

別表1 (日額)

名称	報酬	備考
理事会出席報酬等	15,000円～	監事
評議員会出席報酬等（年額）	50,000円～	評議員

別表2 (日額)

名称	報酬	備考
理事長業務報酬等（月額）	15,000円～	
理事及び評議員業務報酬等	15,000円～	(上限年間60万円)
監事監査指導報酬等	20,000円	

社会福祉法人一燈会 常勤役員退任手当規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人の常勤役員が退任した場合に支給する退任手当について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、社会福祉法人の週2日以上勤務する役員（以下「常勤役員」という。）に適用し、その者が退任した場合に、その者（死亡による退任の場合はその遺族）に支給する。
2 常勤役員以外の役員及び評議員には退職手当を支給しない。

(理事長の退任の場合)

第3条 常勤理事長の退任手当の額は、退職時月額に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 在任期間5年以上10年未満 | 1年につき125/100 |
| (2) 在任期間10年以上20年未満 | 1年につき200/100 |
| (3) 在任期間20年以上30年未満 | 1年につき210/100 |
| (4) 在任期間30年以上の期間 | 1年につき210/100 |

(理事長を除く常勤役員の退任手当の額)

第4条 理事長を除く常勤役員の退任手当の額は、30万円に次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 在任期間5年以上10年未満 | 1年につき110/100 |
| (2) 在任期間10年以上 | 1年につき120/100 |

(法人業務上等による退任等の場合)

第5条 法人業務上の傷病は死亡により退任した常勤役員には、5万円に次に掲げる割合を乗じて得た額を第3条又は第4条に規定する額に加算する。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 在任期間 5年以上10年未満 | 1年につき150/100 |
| (2) 在任期間10年以上20年未満 | 1年につき160/100 |
| (3) 在任期間20年以上30年未満 | 1年につき180/100 |
| (4) 在任期間30年以上 | 1年につき160/100 |

(在任期間の計算)

第6条 退任手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数による。

2 常勤理事長の在任期間と理事長を除く常勤役員の在任期間がある場合は、第4条及び第5条あるいは第6条ごとに算出の上、これを合算した額とする。

3 前項の規定により計算した在任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切捨てる。ただし、次の場合には、これを1年に切り上げる。

(1) 在任期間が6か月以上1年未満である場合

(2) 第5条の規定に該当する場合であって、在任期間が1年未満である場合

(特別加算)

第7条 在任中に、特に功労のあった役員及び評議員に対しては、この規程で定める支給額のほかに特別加算金を支給することができる。

(支給時期)

第8条 この規程に基づく退任手当は、退任の日から1ヶ月以内に支給する。

(支払方法)

第9条 退任手当は、口座振込みによって支払う。

(遺族の範囲および順位)

第10条 第2条に規定する遺族の範囲及びその支給を受けるべき順位は労働基準法施行規則の規定を準用する。

付 則 この規程は、平成29年6月15日より適用する。